

処分年月日	事業者名	本社所在地	処分等の種類	違反等の概要	命令又は指導の内容	当該警告により付された違反点数	当該事業者に付された累積違反点数
2025年1月16日	小豆島フェリー (株)	香川県高松市	警告	<p>令和6年12月5日、小豆島フェリー株式会社所属の旅客船「第二しようどしま丸」は、高松港出港もなく、船尾右舷において係船ロープを振り替えるため、船員が旅客通路に配置し、作業を開始したが、振り替え中の係船ロープが途中で船体に引っ掛かったため、身を乗り出して取り外そうと試みたところ、上半身が前のめりになってしまい海中に転落する事故が発生した。当該船員に負傷なし。</p> <p>同月12日、四国運輸局の運航労務監理官が海上運送法に基づく特別監査を実施したところ、安全管理規程の遵守義務に違反する事実が確認された。</p> <p>令和7年1月16日、四国運輸局は同者に対し、「安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船員法をはじめとする関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。」を含む警告を行った。</p>	<p>1. 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全確保のため、船員法をはじめとする関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底に主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。</p> <p>2. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船員法をはじめとする関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</p>	3点	3点